

○鹿角市福祉医療費支給要綱

平成12年 8 月 1 日訓令第44号

改正

平成17年 8 月 1 日訓令第45号

平成18年10月 1 日訓令第50号

平成20年 3 月31日訓令第21号

平成21年 8 月 1 日訓令第79号

平成22年 8 月 1 日訓令第63号

平成24年 7 月19日訓令第80号

平成27年 3 月20日訓令第12号

鹿角市福祉医療費支給要綱

鹿角市福祉医療費支給要綱（昭和61年施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、鹿角市（以下「市」という。）に居住地を有する乳幼児及び小学生、中学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害（児）者の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 乳幼児（未就学児）及び小学生

小学校修了年度の3月31日までの間にある児童

（2） ひとり親家庭の児童

別表1に定める18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

（3） 高齢身体障害者

65歳以上の者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳（4～6級）所持者

（4） 重度心身障害（児）者

療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）による療育手帳（A）所持者又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳（1～3級）所持者

（5） 中学生 中学校終了年度の3月31日までの間にある児童で、第1号に掲げる者を除く。

2 この要綱において、「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- （1） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- （2） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- （3） 健康保険法（大正11年法律第70号）
- （4） 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- （5） 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- （6） 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- （7） 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

3 この要綱において、「社会保険各法」とは、前項第3号から第7号に掲げる法律をいう。

（受給資格者）

第3条 福祉医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、市に居住地を有する前条第1項各号に掲げる者で、医療保険各法の被保険者又は被扶養者（健康保険法による特別療養費支給対象者を含む。）とする。ただし、社会保険各法の本人（前条第1項第4号に該当する者を除く。）又は他の法令等の適用を受け、医療に関し福祉医療費と同一の給付を受けることができる者を除く。

（支給期間）

第4条 福祉医療費の支給対象期間の始期及び終期は、別表2（1）によるものとする。

（支給の制限）

第5条 第2条第1項各号に掲げる受給者について、受給者本人（第2条第1項第4号に該当する場合にあっては、社会保険各法の本人に限る。）、父若しくは母又は当該受給者の生計を維持している扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める者。ただし、ひとり親家庭の児童にあっては当該児童の父又は母の兄弟姉妹を含む。）の前年の所得が別表3に定める額を超えるときは、福祉医療費を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、1月1日から7月31日までの間に支給事由の生じた者については、前項中「前年」とあるのは、「前々年」と読み替えるものとする。

- 3 第1項に規定する所得の範囲及び所得の額の計算は、乳幼児及び小学生、中学生、ひとり親家庭の児童に係るものにあつては、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条及び第4条第1項及び第4条第2項の規定を、高齢身体障害者及び社会保険各法の本人である重度心身障害（児）者に係るものにあつては、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第6条及び第6条の2の規定を準用する。

（受給者証の交付）

第6条 市長は、福祉医療費の受給申請があつたときは、医療保険各法の被保険者証、母子家庭台帳又は父子家庭台帳、身体障害者手帳又は療育手帳等を確認のうえ福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

- 2 受給者証の有効期間は、交付日以後最初の7月31日までとし、毎年度8月1日に更新するものとする。ただし、第2条第1項第4号に掲げる者で、国民健康保険の被保険者及び社会保険各法の被扶養者については、別表2（2）に定める期間とする。

- 3 市長は、受給者が正当な理由なく第11条の規定による支給額の返還に応じないとき、その他市長が必要と認めたときは、受給者証の交付を保留し、又は既に交付している受給者証の効力を停止することができる。

（福祉医療費の給付）

第7条 受給者は、福祉医療費の給付を受けようとするときは、保険医療機関又は保険薬局等に医療保険被保険者証と受給者証を提示するものとする。

（支給の範囲）

第8条 福祉医療費の支給額は、次のとおりとする。

- （1） 医療の診療月をもって区分し、医療保険各法による給付額を控除した自己負担相当額（高額療養費、家族高額療養費及び付加給付金等を控除した額）とする。ただし、第2条第1項第1号及び第5号に定める者のうち0歳児及び市県民税所得割非課税世帯の児童以外の者については、自己負担相当額の半額（診療報酬明細書1枚につき）とし、残りの半額が千円を超える場合、その超えた部分の相当額とする。
- （2） 前号の場合において、入院時食事療養及び入院時生活療養に係る標準負担額は除くものとする。

（医療費の確認及び支払の委託）

第9条 受給者の医療費の確認及び保険医療機関又は保険薬局等への医療費等の支払は、秋田県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）及び社会保険診療報酬支払基金秋田支部（以下「支払基金」という。）に委託して行うものとする。

- 2 受給者が、やむを得ない理由により、病院、診療所又は薬局その他の者について診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、市長が必要と認めるときは、別に定める方法により医療に関する給付に代えて現金給付をすることができる。
- 3 第6条第3項の規定により受給者証の交付を保留、若しくは効力を停止している者から、福祉医療費の支給申請があった場合、市長が必要と認めるときは、現金給付をすることができる。ただし、その者が第11条の規定による返還額を滞納しているときは、支給額に相当する金額を滞納額にあてるものとする。

(委託費の支払)

第10条 市長は、前条の委託にかかる費用のうち、受給者の自己負担相当額又は一部負担金に相当する額については、鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号）に従い、国保連合会及び支払基金からの請求により納付する。

(支給額の返還等)

第11条 市長は、支給原因が第三者の行為によって生じ、受給者が損害賠償を受けたときは、損害賠償受領額を限度として、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

- 2 市長は、偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があるとき、若しくは第8条の規定により控除するものとされた額の全部又は一部が控除されずに支給されたときは、既に支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

(関係帳簿等)

第12条 この要綱に定める業務を適正に行うため、市は、次の帳簿等を備え付けるものとする。

- (1) 福祉医療費受給者証払出簿
- (2) 福祉医療費受給者台帳
- (3) 第三者行為等の返還記録
- (4) 高額療養費戻入簿

- 2 前項各号に掲げる帳簿等は、それぞれの完結の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

- 3 第1項各号に掲げる帳簿等については、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をもって作成することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、福祉医療費の支給について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成17年8月1日訓令第45号）

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年10月1日訓令第50号）

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第21号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月1日訓令第79号）

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年8月1日訓令第63号）

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年7月19日訓令第80号）

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日訓令第12号）

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

別表 1（第2条関係）

「ひとり親家庭の児童」の対象範囲

ひとり親家庭の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童とは、1及び2に掲げる家庭の児童並びに3に掲げる児童をいう。

1 母子家庭

現に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している配偶者のない女子で、次のいずれかに該当するもの

- （1） 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であって、現に婚姻（事実婚を含む。以下同じ。）をしていないもの
- （2） 離婚した女子であって、現に婚姻をしていないもの

- (3) 配偶者の生死が1年以上明らかでない女子
- (4) 配偶者から1年以上遺棄されている女子
- (5) 配偶者が海外にあるため、1年以上その扶養を受けることができない女子
- (6) 配偶者が次に掲げる程度の障害の状態にある女子
 - ア 両眼の視力の和が0.04以下のもの
 - イ 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - ウ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - エ 両上肢のすべての指を欠くもの
 - オ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - カ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - キ 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - ク 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - ケ アからクまでに掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - コ 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - サ 傷病が治らないで、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6ヶ月を経過しているもの
- (7) 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた女子
- (8) 配偶者が法令により1年以上にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子
- (9) 婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻をしていないもの

2 父子家庭

現に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している配偶者のない男子で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）と死別した

男子であって、現に婚姻（事実婚を含む。以下同じ。）をしていないもの

- (2) 離婚した男子であって、現に婚姻をしていないもの
- (3) 配偶者の生死が1年以上明らかでない男子
- (4) 配偶者から1年以上遺棄されている男子
- (5) 配偶者が第1項第6号アからサまでに掲げる状態にある男子
- (6) 配偶者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた男子
- (7) 配偶者が法令により1年以上にわたって拘禁されている男子
- (8) 婚姻によらないで父となった男子で、現に婚姻をしていないもの

3 父母のない児童

現に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 父母のいない児童
- (2) 母子家庭の児童で母と生活を共にしていない児童
- (3) 父子家庭の児童で父と生活を共にしていない児童
- (4) 父母が共に第1項第6号アからサまでに掲げる状態にある児童
- (5) 母子家庭の児童で母が第1項第6号アからサまでに掲げる状態にある児童
- (6) 父子家庭の児童で父が第1項第6号アからサまでに掲げる状態にある児童

別表2（第4条、第6条関係）

- (1) 新たに福祉医療費を受けることになる者及び福祉医療費を受けることができなくなる者に係る支給対象期間の始期及び終期

対象区分	法別	始期	終期
乳幼児（未就学児）及び小学生	74	・ 出生の日	・ 第2条に定める対象者でなくなった日
重度心身後期高齢者	78	・ 後期高齢者医療給付適用の日	・ 第2条に定める対象者でなくなった日又は

障 害 児 (者)	医療給付対 象者		・身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属 する月の初日	その日の属する月の末日
	上記以外の 者	73	・身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属 する月の初日	・後期高齢者医療給付適用の日の前日 ・第2条に定める対象者でなくなった日又は その日の属する月の末日
高 齢 身 体 障害者	後期高齢者 医療給付対 象者	77	・後期高齢者医療給付適用の日 ・身体障害者手帳交付の日の属する月の初日	・第2条に定める対象者でなくなった日又は その日の属する月の末日
	上記以外の 者	72	・65歳の誕生日の属する月の初日 ・身体障害者手帳交付の日の属する月の初日	・後期高齢者医療給付適用の日の前日 ・第2条に定める対象者でなくなった日又は その日の属する月の末日
ひとり親 家庭の児 童	母子家庭の 児童	75	・母子家庭となった日の属する月の初日 ・父母のない児童となった日の属する月の初 日	・第2条に定める対象者でなくなった日又は その日の属する月の末日
	父子家庭の 児童	76	・父子家庭となった日の属する月の初日	・第2条に定める対象者でなくなった日又は その日の属する月の末日
中学生		80	・第2条に定める対象者となった日	・第2条に定める対象者でなくなった日
備考		第3条に該当する者で、この表における法別があてはまらない者については、秋田県と協議のう え受給者証を交付するものとする。		

(2) 重度心身障害（児）者（社会保険本人以外の者）の支給対象期間の始期及び終期

対象区分	法別	始期	終期
後期高齢者医療給	78	・後期高齢者医療給付適用の日	・第2条に定める対象者でなくなった日又は

付対象者		・身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属する月の初日	その日の属する月の末日
上記以外の者	73	・身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属する月の初日	・後期高齢者医療給付適用の日の前日 ・第2条に定める対象者でなくなった日又はその日の属する月の末日

別表3（第5条関係）

1 乳幼児及び小学生並びに中学生に係る所得制限基準額表

扶養親族等の数（人）	父又は母の所得額（円）
0	4,600,000
1	4,980,000
2	5,360,000
3	5,740,000
4	6,120,000
5	6,500,000

2 ひとり親家庭の児童に係る所得制限基準額表

扶養親族等の数（人）	父又は母の所得額（円）	扶養義務者所得額（円）
0	1,940,000	5,148,000
1	2,320,000	5,397,000
2	2,700,000	5,610,000
3	3,080,000	5,823,000
4	3,460,000	6,036,000
5	3,840,000	6,249,000

備考

- 1 扶養親族等の数が5人を超える場合の所得基準額は、父又は母の所得額については、扶養親族等1人増すごとに380,000円、扶養義務者所得額については扶養親族等1人増すごとに213,000円を扶養親族等の数5人の所得基準額にそれぞれ加算した額とする。
 - 2 父又は母の所得額において、扶養親族のうち70歳以上の扶養親族があるときは、当該扶養親族1人につき100,000円を、16歳以上23歳未満の扶養親族があるときは、当該扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額とする。
 - 3 扶養義務者所得額において、扶養親族のうち70歳以上の扶養親族があるときは、当該扶養親族1人につき（全ての扶養親族が70歳以上であるときは、1人を除いた扶養親族1人につき）60,000円を加算した額とする。
- 3 高齢身体障害者及び重度心身障害（児）者に係る所得制限基準額表

扶養親族等の数（人）	本人所得額（円）	配偶者・扶養義務者所得額（円）
0	2,595,000	7,287,000
1	2,975,000	7,536,000
2	3,355,000	7,749,000
3	3,735,000	7,962,000
4	4,115,000	8,175,000
5	4,495,000	8,388,000

備考

- 1 扶養親族等の数が5人を超える場合の所得基準額は、本人所得額については、扶養親族等1人増すごとに380,000円、配偶者・扶養義務者所得額については扶養親族等1人増すごとに213,000円を扶養親族等の数5人の所得基準額にそれぞれ加算した額とする。
- 2 本人所得額において、扶養親族のうち70歳以上の扶養親族があるときは、当該扶養親族1人につき100,000円を、16歳以上23歳未満の扶養親族があるときは、当該扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額とする。
- 3 配偶者・扶養義務者所得額において、扶養親族のうち70歳以上の扶養親族があるときは、その額に当該扶養親族1人につき（全ての扶養親族が70歳以上であるときは、1人を除いた扶養親族1人につき）60,000円を加算した額とする。